

平成 20 年度 NPO 法人もったいない学会臨時総会

日 時 2009 年 3 月 17 日 (火) 14 時 00 分～15 時 00 分

場 所 東京大学工学部 4 号館 3 階 45 号教室 (東京都文京区本郷 7-3-1)

【総会資料】

■ 次第

1. 開会
2. 総会成立要件の確認
3. 会長挨拶
4. 議長の選出
5. 議事録署名人の選出
6. 議題審議
 - (1) 第 1 号議案 理事新任の件
 - (2) 第 2 号議案 電磁的方法により表決権の行使を可能にする件
 - (3) 第 3 号議案 【報告事項】 会費変更の件
7. 閉会

第 1 号議案 理事新任の件

理事 2 名の退任に伴いまして、次の 2 名の方を新たに理事に選任したいと思いますので、ご検討よろしくお願ひいたします。

旭岡勝義氏

(株式会社 社会インフラ研究センター 代表取締役)

福島陽子女史

(熊谷病院理事、国際ソロプチミスト青山支部代表)

理事退任の報告

元理事（副会長）・佐竹正介氏ならびに元理事・小川修氏は一身上の都合により 2009 年 1 月 19 日付で理事を退任しましたのでご報告します。

第2号議案 電磁的方法により表決権の行使を可能にする件

平成20年12月25日に特定非営利活動促進法施行条例が改正されました。改正のポイントは、下記の通りです。

-----改正のポイント-----

- ・総会における、欠席者の表決権について、従来の書面や代理人による行使に加えて、電子メール、インターネット、フロッピー等でも行えるようになりました。

インターネットを積極的に利用する当学会としましては、今回の改正を承けまして、効率的な表決権の行使を可能といたしましたく、以下のように定款を変更いたしたいと思います。ご検討よろしくお願ひいたします。

現行定款	変更案
第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。	第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面 <u>あるいは電子メールなどの電磁的方法</u> をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

効力発生日：所定の手続き後に、東京都の認証を得る日

【ご参考・定款】

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第3号議案【報告事項】会費変更の件

【ご参考・定款】

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

これまで皆様のご支援・ご協力のもと、社会に貢献できる学会に発展させるべく、シンポジウム、サロン等を精力的に開催するとともに、インターネットを活用した情報発信などにも注力してまいりました。

その一方で、学会の事務局機能は未整備の状態であり、今後インターネットを積極的に利用した学会運営の基盤を構築し、継続的かつ安定的に管理運営していく必要があります。

こうした状況を受け、会費値上げについて理事会で検討を重ねてまいりましたが、公益性のある活動を適切に行うためには、流動的な収入であるシンポジウム等の講演会参加費には依存せず、会費収入による安定的な収入が必要であると判断いたしました。

理事会では以下のような会費改定を決定いたしましたので、ご報告いたします。

改定前	改定後
(1) 入会金 正会員（個人） 3,000円 一般会員（個人） 0円 学生会員（個人） 0円 名誉会員（個人） 0円 賛助会員（個人・団体） 0円	(1) 入会金 正会員（個人） 3,000円 一般会員（個人） 0円 学生会員（個人） 0円 名誉会員（個人） 0円 賛助会員（個人・団体） 0円
(2) 年会費 正会員（個人） 1,000円 一般会員（個人） 1,000円 学生会員（個人） 1,000円 名誉会員（個人） 0円 賛助会員（個人・団体） 一口 5,000円（1口以上）	(2) 年会費 正会員（個人） <u>3,000円</u> 一般会員（個人） <u>3,000円</u> 学生会員（個人） 1,000円 名誉会員（個人） 0円 賛助会員（個人・団体） 一口 5,000円（1口以上）

以上